

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により和光市中央第二谷中土地区画整理組合から和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司